

平成25年12月24日

日本洋酒酒造組合

日本ワイナリー協会

日本洋酒酒造組合・日本ワイナリー協会は、平成26年4月の消費税率の引き上げに際し、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」を実施します。

消費税の増税が平成26年4月1日から実施されるに当たり、当組合・当協会では、「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為」及び「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為」を下記のとおり実施することとし、平成25年12月24日に公正取引委員会に実施届出書を提出しました。

## 記

### 1 共同行為の対象商品

#### (1) 日本洋酒酒造組合

甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール（但し薬用酒を除く。）、雑酒とする。

#### (2) 日本ワイナリー協会

果実酒とする。

### 2 共同行為の内容

共同行為の内容は以下に掲げるものとする。

#### (1) 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）

イ 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定

ロ 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定

#### (2) 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）

イ 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定

ロ 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定

ハ 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定

ニ 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いた

だきます」などに表示する旨の決定  
ホ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

3 共同行為の実施期間

共同行為の実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの取引とする。

(問い合わせ先)

日本洋酒酒造組合・日本ワイナリー協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-7 武田新江戸橋ビル

TEL 03-6202-5728 担当者 原井 (はらい)